

介保号外  
令和2年2月18日

奈良県内介護サービス事業者 各位

奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

先般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」(令和2年2月17日)が公表されたところです。今後、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いが可能となりますので、各事業所（施設）におかれましては、隨時、厚生労働省より発出される各種通知の趣旨を踏まえ、要介護高齢者等に対する迅速かつ必要な支援について、適切な対応をお願いします。

具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考にして頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、個別のケースについて取扱いに疑義等が生じる場合は、管轄の市町村にご相談ください。

担当：介護事業係  
電話：0742-27-8532(ダイヤルイン)